

電波法施行規則の一部を改正する省令案等(高周波利用設備の型式指定に係る表示方法の追加等)に対する意見及び意見に対する考え方

意見提出期間:平成28年12月29日(木)から平成29年2月1日(水)まで

提出された意見の件数:23件

番号	提出者	提出された意見	意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会 適合性評価委員会	【案件番号:145208690】「2020年に向けた電波政策に関する意見募集」及び【案件番号:145208785】「電波政策2020懇談会 報告書」及び意見募集について、当協会の意見「型式指定の電磁的表示の必要性」が電波政策2020懇談会 報告書に採用され、型式指定の電磁的表示に係る電波法施行規則の一部改正について整備していただきありがとうございます。賛同いたします。 また、IoT、ICTに向けて高周波利用設備が組込技術で使用されることが想定されます。よって型式指定設備がホスト機器に組込まれた場合(内蔵)には、その型式指定表示のホスト機器への転記等についても、ご検討をお願いいたします。 また、今回の改正にあたって周知公表をお願いいたします。	賛成意見として承ります。ホスト機器に関するご意見については、今後の組み込みの実用化動向や、筐体からも漏れ電波が輻射される高周波利用設備の特徴を踏まえ、慎重な検討が必要と考えます。	無
2	株式会社認証 技術支援センター	弊社は今般の電磁的型式指定表示の方法を導入する件につき賛成いたしますが、関連してさらなる規制緩和を希望いたします。すなわち、現在電波法施行規則第46条の2に基づく型式指定を受けた者は、第46条の4に基づき、当該設備についてまず別表第7号の図1のような楕円形の表示を付するよう求められ、これが困難な場合に限り、同表図2のような矩形の表示を付することができることとなっております。これを改め、指定を受けた者が図1又は図2のいずれかを選ぶようにしていただきたく存じます。 理由として、携帯可能な設備(携帯電話など)にあつては、もはや図2の方法でしか表示されていないと見受けられるからです。例えばあるベストセラーのスマートフォンの場合、長さ158.2mm×幅77.9mm×厚さ7.3mmという大きさであつて、幅2cmの図1の表示が全く問題なく付けられるにもかかわらず、図2の表示が付されています。またその大きさもロットにより規定の幅5mmを下回っているものもあるようです。 かような現状にあつては、まず図1の表示を試みるべきとの第46条の4の規定を維持するよりかは、例えば「携帯可能な設備は図1又は図2の表示を付すこと」というように規定を変更し、指定を受けた者が当該規定を遵守しやすくすることで、もって当該規定の効力を維持すべきと考えます。 ご検討のほどよろしくをお願いいたします。	賛成意見として承ります。型式指定の表示は、表示を付された設備が技術基準に適合しており設置許可が不要なものであることを、高周波利用設備の設置者が容易に識別できるようにすることを趣旨として、図1の表示を原則としています。	無
3	個人	従来の表示方法以外に機器が備える表示機能を用いて必要な事項を表示することが認められれば、本体に貼付する部材および貼付する際の工数削減による機器の製造コスト低減、意匠を優先した機器のデザイン、が可能となり、製造業者にとってメリットのある改正であり、支持いたします。	賛成意見として承ります。	無
4	高速電力線通信推進協議会 (PLC-J)	<該当箇所:電波法施行規則第44条第2項第二号> 高速電力線搬送通信(2MHz~30MHzの周波数を使用)(以下高速PLC)に関して、平成18年における屋内使用への法改正、および平成25年における屋外使用(引込口における分電盤から負荷側まで)への法改正がなされており、当推進協議会の会員による高速PLCを使用したビジネス展開の門戸が開かれ、大変感謝しております。 高速PLCは、B2Bビジネス市場での需要が大きく高まっており、集合住宅、学校校舎、公共施設、商業施設などの大型施設におけるユースケースでの利用が特に重要なニーズとなっています。それらの大型施設は、ほとんどが最大使用電力50kW以上の一括受電方式となっています。 過去の情報通信審議会答申でも、電力線の条件等を踏まえて検討されたものと認識しており、今回の改正では、過去の答申内容を踏まえ、上記のようなユースケースでも利用が可能となるよう、是非ご配慮をいただきたく、お願い申し上げます。 さらに、当推進協議会の会員が高速PLCを使ったビジネスを拡充・展開できるよう、より一層の利用環境の整備に向け、ご支援をよろしくお願い申し上げます。	賛成意見として承ります。本改正は、引用法令の改正に伴う技術的修正ですが、規定制定当時の情報通信審議会の答申を踏まえ、使用最大電力50kW以上の供給に係る分電盤に関するものについても、利用が可能となるよう修正致します。	有
5	HD-PLCアライアンス	HD-PLCアライアンスは、2007年に高周波PLC技術である「HD-PLC」の国際標準規格化の推進と、同技術を搭載した機器の互換性認証、世界中での利用普及のためのセミナーや展示会での活動を行っております。同技術は、既にIEEE 901、ITU-T 9905、TTC JJ300.20&21など国内外の規格として認定されております。私どもは、「HD-PLC」技術をIoT社会を支える基幹の通信技術とすべく、通信、電力エネルギー、建設、製造、サービス、輸送機、流通など産業界の様々な事業者と活用に向けて意見交換や検討を行っており、高速PLCの活用に対する産業界の期待とニーズは非常に大きいと考えております。 今回の改正案につきましては、まず、「使用最大電力が五〇キロワット未満」との明記は、通常規模の集合住宅への適用は難しくなり、お客様の幅広いニーズに対応できなくなります。次に、昨今の集合住宅、商業施設、工場などでの受電の形態やそれに伴う屋内の配線形態も多様化しており、改正案では、これに対応できる内容であることが望まれます。以上を考慮頂き、これまでの情報通信審議会の答申内容を踏まえて、改正案をご再考頂きます様切にお願い申し上げます。	本改正は、引用法令の改正に伴う技術的修正ですが、規定制定当時の情報通信審議会の答申を踏まえ、使用最大電力50kW以上の供給に係る分電盤に関するものについても、利用が可能となるよう修正致します。	有

6	高速PLC技術実証研究会	<p>私ども高速PLC技術実証研究会は、IoT時代の重要な通信方式として高速PLC技術の活用を積極的に推進することを目的に、通信事業者、電気事業者、製造業者、サービス事業者など65社が連携し、高速PLCの実証研究活動を行っております。</p> <p>当研究会として、日本発の国際標準化技術である「マルチホップHD-PLC」を、マンションなど集合住宅やオフィスビル、工場などにおいて、既存線を活用する新しい通信バックボーン技術として検討を進めており、これらの技術ニーズは非常に高いと考えております。</p> <p>今回の改正案につきまして、これまで取組んできた研究成果としての想定の実用用途が大きく制限されてしまい、既に商品やソリューションとして高速PLCの活用を検討している会員企業やお客様にご迷惑をおかけする可能性があり、大変懸念しております。</p> <p>特に、使用最大電力が五〇キロワット以上の商業施設や一定規模以上の集合住宅などでの利用ニーズは非常に高く、施設や集合住宅などでの配線形態も多様化しており、柔軟に活用できることが望まれています。</p> <p>改正案の内容につきましては、上記にご配慮頂き、これまでの情報通信審議会の答申内容を踏まえ、ご再考頂きます様、お願い致します。</p> <p>私どもは、高速PLCの更なる普及と活用に向け、引き続き実証研究会の活動に取組み、社会に役立つ新しいIoTサービスの提供を進めて参る所存です。</p> <p>以上、利害関係者の団体を代表して意見を提出いたしますので、よろしくお願い致します。</p>	(同上)	有
7	株式会社東光高岳	<p>屋外規制緩和時より、集合住宅敷地内の地下埋設環境でLANケーブルの代わりに高速PLCを利用したビジネスを展開しており、利用条件については都度、PLC-J殿を通して総務省殿に確認を行った上で設置しています。</p> <p>改正案にある「50キロワット未満」の部分は、これらビジネスに大幅な制限を与えるものと解釈でき、今後のビジネスに対して可能性を限定することになります。</p> <p>今回の改正案は、高速PLCの利用を制限するものであり規制強化と受け取れますので、再考して頂きたい所存です。</p>	(同上)	有
8	東京電力ホールディングス	<p>私ども東京電力HDと東京電力PGは、現在、宅内における安心安全の観点から、住宅内の情報を収集・蓄積・加工する宅内IoTプラットフォーム構築に関する共同実証試験を行っております。家電製品の種類ごとの電気の使用状況を検知し、温度などの環境センサー情報を加え、新しいサービスの検討を進めております。</p> <p>また、この実証において、電力センサーとブロードバンドルータ間の通信方式として、無線WiFiもしくは高速PLCの何れか、併用の利用を検討しております。高速PLC技術は、既存線を活用でき、一般住宅をはじめ、集合住宅での活用のニーズも非常に高く、今後、様々なサービスやアプリへの活用が期待されます。</p> <p>以上の点に鑑み、今回の改正案につきましては、使用最大電力が50kW以上の集合住宅や多様な配線形態での高速PLCの活用等の市場ニーズやこれまでの情報通信審議会の答申内容を踏まえたものになるよう、ご配慮いただくことを望みます。</p> <p>私どもは、上記のような実証を通じて社会に新しいサービスを提供することにより、お客様の安心安全・利便性向上に貢献してまいりますので、より一層の利用環境の整備に向け、ご支援をお願いいたします。</p>	(同上)	有
9	パナソニックデバイスSUNX株式会社	<p><該当箇所></p> <p>一般の需要(電圧一〇〇ボルト又は二〇〇ボルトで受電する者であつて、使用最大電力が五〇キロワット未満の者の需要に限る。)に応じた電気の供給に係る分電盤であつて、一般送配電事業者(電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。)が維持し、及び運用する電線路と直接に電氣的に接続され引込口において設置されるもの</p> <p><意見内容></p> <p>現在、通常の電力線上に短波帯(2MHz～30MHz)を利用した高速電力線通信装置を使用したLEDフラッシング誘導システムを構築し、廊下・階段の手すりに組み込まれましたLEDをコントロールし、街の光の演出、避難時の誘導補助を目的に新しいビジネスモデルを展開しようとしております。</p> <p>用途例としましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トンネル、集合住宅、工場などにおいて、火災発生時に炎センサをトリガにして人が安全に非難する方向をLED手すりのフラッシングでアシストする。 ・ビルの階段、廊下などにおいて、通常夜間は足元間照明として使用。 ・イベント会場にてのアトラクションや演出に合わせてのLEDフラッシング。 <p>といった使用を想定しております。これらの利用展開が期待される建造物は、使用最大電力が五〇キロワット以上で且つ配電盤/分電盤も2段以上である大規模施設がほとんどです。</p> <p>今回の法改正におきましては、過去の情報通信審議会の答申結果に則り、上記のような市場需要が絶たれることの無きよう配慮し、条文への反映を頂きますよう切にお願い申し上げます。</p>	(同上)	有
10	パナソニックデバイスSUNX株式会社	<p>改定案内容(抜粋)</p> <p>一般の需要(電圧一〇〇ボルト又は二〇〇ボルトで受電する者であつて、使用最大電力が五〇キロワット未満の者の需要に限る。)</p> <p>意見内容</p> <p>電力線搬送通信において、本技術の最大のメリットは配線困難の場所を電力線通信を行うことで通信を可能にすることにあるかと思ひます。</p> <p>これは、一般家庭に限らず、企業、工場、ビル、生産設備(製造設備)の場所(全自動生産化)にも有り得る話かと思ひます。</p> <p>ですので、最大使用電力が50KW未満というのは非常に小さい分野(もつとえば一般家庭レベルに限る)と言っているように捉えられます。</p> <p>50KW未満という数値の根拠およびどのような分野に設置(使用)を許可しようとしているのかご提示していただきたいと共に企業、工場、ビル、生産設備にも展開できる分野かと思ひますので、最大使用電力は50KW未満ではなく500KW未満(中・小企業レベルの一般使用電力量です)と最大使用電力の見直しを検討していただけないでしょうか。</p>	(同上)	有

11	パナソニック株式会社 AVC ネットワークス社	<p>高速PLCに関する過去の屋内及び屋外への法改正には、大変感謝しております。</p> <p>昨今、国の事業としてIoT活用を推進される中、多くのIoT利活用事例が出ており、弊社でも、IoTを支える重要なコア技術として高速PLCの活用を推進しています。</p> <p>弊社がPLCに関する事業を進める中、使用最大電力が五〇キロワット以上である商業施設や一定規模以上の集合住宅、及びそれらの敷地内における高速PLCの使用要望を聞いております。</p> <p>また、商業施設やある一定規模以上の集合住宅などにおいても、使用される電力線は一般家庭内と同じであることから、同様に高速PLCの使用が可能と考えます。</p> <p>更に、過去の情報通信審議会答申においても、電力線の条件等を踏まえて検討された結果、高速PLCの利用が可能との内容になっています。</p> <p>以上の点を鑑み、今回の改正が市場ニーズや答申を踏まえたものになるよう、ご配慮いただくことを望みます。</p> <p>さらに、海外と同様な高速PLCの積極活用ができるよう、より一層の利用環境の整備に向け、ご支援をお願い致します。</p>	(同上)	有
12	ダイヘン電設機器株式会社	<p>(1)総務省発行の「学校LAN導入の手引き」(平成19年3月)P10で推奨している高速電力線搬送通信(以後PLC通信)によるLAN構築が実質困難な内容になっています。総務省が推進するPLC通信技術の発展に極めて大きな支障が出ると考えられます。</p> <p>(2)多くの企業や学校が社会発展のためPLC通信の研究・開発をしていますが、現状の「一般の需要」の定義及び「使用最大電力」の範囲においては、その技術を活用できる場が限定されます。定義及び範囲を広げることでPLC通信技術で既存インフラを活用した通信網を簡単かつ安価に社会の隅々まで構築することができます。この通信網の拡大により様々な社会の発展に繋がる可能性が考えられることから、ぜひ定義及び範囲の拡大をお願いするものです。</p> <p>上記(1)について、総務省発行の「学校LAN導入の手引き」(平成19年3月)P10で推奨しているPLC通信によるLAN構築が実質困難となる根拠:</p> <p>①「一般の需要(電圧一〇〇ボルト又は二〇〇ボルトで受電する者であつて、)構成例のような規模の学校であると、ほぼ全てが高圧6000Vで受電している。(学校は高圧受電がほとんどである。)</p> <p>②「使用最大電力が五〇キロワット未満の者の需要に限る。」に応じた)構成例の規模の学校であると、使用最大電力は50キロワット以上がほとんどである。</p> <p>③「電気の供給に係る分電盤であつて、)構成例のような規模の学校であると、高圧受電であるので、電気の供給に関わる設備は分電盤で無く、高圧受電設備である。</p> <p>④「一般送配電事業者(電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。)が維持し、)高圧受電設備は、需要家の電気主任技術者が維持する。</p> <p>⑤「及び運用する電線路と直接に電気的に接続され引込口において設置されるもの」 →高圧受電では区分開閉器、取引計器用変成器などの電力機器が接続されている。 「定格電圧一〇〇ボルト若しくは二〇〇ボルト及び定格周波数五〇ヘルツ若しくは六〇ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用し、」の追記 →前項①の理由により、電波法施行規則44条との整合性を取る必要が無く、追記の必要なし。 →技術進歩により、一般需要構内の6000Vの電力線を通ずる道を閉ざしてはならない。</p>	(同上)	有
13	個人	<p>電波法施行規則第二節第44条第2項第二号において「使用最大電力が五〇キロワット未満の者の需要に限る」とありますが、今後需要が高まる高速PLCの活用が制限されてしまう恐れがあり、これに反対致します。今後、工場や建設において、高速PLCを通じたIoT活用が更に展開していく事が見込まれ、同業界におけるコスト・品質改善や、近年課題となっている安全確保等への貢献も望めますため、是非ともご検討をお願い致します。</p>	(同上)	有
14	匿名	<p>(要旨) 電波法施行規則第44条2項2号の改正について再考をお願いいたします。</p> <p>(理由等) 本号規定の改正により、一般の需要(使用最大電力が50kw未満の需要)に限り、型式指定を受けたHD-PLC機器の利用が可能になると理解いたします。</p> <p>これにより、最大使用電力が50kwを超える、当社を含む敷地内配電盤以降の単相100/200V区間における型式指定のHD-PLC製品の利用が制限されるものと認識いたしております。</p> <p>従いまして、これまで利用可能であったHD-PLCの利用制限並びに今後の利活用を制限する規則改正は再考をお願いいたします。</p> <p>以上のとおり意見提出いたします。よろしくお願ひいたします。</p>	(同上)	有
15	匿名	<p>今回のパブコメを見て非常に困惑しております。</p> <p>一部解釈が不明瞭な部分がありましたので、コメント致します。</p> <p>現在、一括受電を行っているマンション内において、市販で購入したPLCアダプタを利用している個人です。一括受電ですので、通常の電力会社との契約ではなく、一括受電を提供している会社と契約しております。このマンションの電気配線系統図を調べた所、50kVAを超えるトランスに接続されております。</p> <p>分電盤は、単相交流に単相三線で接続されているので、通常の電気配線です。</p> <p>★今回の省令改正において、一つはトランスの”50kVA未満”という言葉、2つ目は”直接に”という言葉が気になりました。</p> <p>上記の場所は、継続して使用可能か教えてください。</p> <p>上記は、マンションで普通にPLCアダプタを利用しているだけですので、問題ないと思っておりますが、省令改正の文言と実際の電気配線があていないような気がしましたので、コメントしました。</p> <p>最後に、一般人にも理解できるような簡潔な文言に修正頂くと助かります。</p> <p>このままの文言だと、”規制強化”ととらえかねないので、再考願います。</p>	(同上)	有

16	匿名	<p>今回のパブリックコメント募集に関して、意見を提出致します。 総務省から、平成19年3月に出版されている、「校内LAN導入の手引 ～校内LANモデルプラン集～」の、10ページの、ネットワーク構成例のパターン5に関してですが、この校内LAN導入の手引に従って、学校内にPLCを使用した校内LANを設置しています。 本改正案を拝見し、校内の分電盤を確認したところ、50kW以上でした。 現在使用中のPLCは、引き続き使用しても問題ありませんでしょうか？ また、同様の構成で、50kW以上の学生寮にもPLCを設置しておりますが、こちらにも問題ありませんでしょうか？</p>	(同上)	有
17	匿名	<p>「電波法施行規則の一部を改正する省令等案(新旧対照表)」に関し、意見を致します。 該当箇所： 一般の需要(電圧一〇〇ボルト又は二〇〇ボルトで受電する者であつて、使用最大電力が五〇キロワット未満の者の需要に限る。)に応じた電気の供給に係る分電盤であつて、一般送配電事業者をいう。)が業者(電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業維持し、及び運用する電線路と直接に電氣的に接続され引込口において設置されるもの通信設備)という。)意見： ブロードバンドPLCが使用できなくなる、という話を聞いてWebを見てみました。 ブロードバンドPLCを使用したセキュリティシステムを使用最大電力が五〇キロワット以上の店舗付き既存賃貸マンションに設置しています。今までブロードバンドPLCは使用できると聞いています。本省令案が改正された場合(改悪)、それらセキュリティシステムが違法となり使えなくなるということですね。賃貸マンションの空き室対策として大変喜ばれていましたが、それが使えなくなると、困ります。ビジネス的にも影響が大きいです。マンションや商業ビルの使用を規制したい？ように読めますが、規制したい理由は、さっぱりわかりません。報道資料の「改正概要」の内容とも一致しない。何とかならないでしょうか。</p>	(同上)	有
18	匿名	<p>電力線通信を使用している個人です。 今回改正される省令案を拝見致しました。法関連の素人ですが、自分なりに理解した内容にて意見を述べます。 2つに分けての意見となります。 まず、一つ目です。 結論として、今回の省令改正後においても、下記部分(低速PLC部分)は以前と同様な解釈をしてもよいでしょうか？ 以前の解釈 1. 10kHz-450kHzを利用する電力線搬送通信設備(低速PLC) 定格電圧100Vまたは200Vの50/60Hzの単層交流(単相3線と2線)の電力線で 使用可能。電圧および交流周波数には規制があるため、 電圧200V超あるいはAC周波数60Hz超で使用する場合は今後規制緩和が必要。 二つ目です。結論として、今回の省令改正後においても、下記部分(高速PLC部分)は以前と同様な解釈をしてもよいでしょうか？ 以前の解釈 2. 2-30MHzを利用する上記機器(高速PLC) 定格電圧100Vまたは200Vの50/60Hzの単層交流(単相3線と2線)の電力線で 使用可能。電圧および交流周波数には規制があるため、 電圧200V超あるいはAC周波数60Hz超で使用する場合は今後規制緩和が必要。 特に高速PLCの適用範囲は、トランスに接続された分電盤から負荷側の屋内/屋外(例えば、住宅、マンション、商業ビル、工場、病院、介護施設などの建物およびその周辺) 懸念としまして、こちらには初めて”50kW未満”という数値が記載されています。 今までトランスの容量記載はなかったと思います。ひょっとすると、今回の省令改正は、以前の解釈では不十分で、実際には”規制強化”になる、つまり使用を大幅に制限されると捉えるべきなのではないでしょうか？ 以上、ご回答をお願い致します。</p>	(同上)	有
19	九州計測器株式会社	<p>中小企業の意見ではありますが、一読いただけたら幸いです。我々は高速PLCに関わるLSIやモジュールの評価装置を製作している会社でございます。 昨今のIoTのインフラもあり、自社製品の引き合い案件、予算申請が多くなってきており、「ヨーロッパや中国のように通信の枝葉としてのアプリケーションが増え、日本発の電力線通信技術がオリンピックでも世界の注目を浴びる」と感じておりました。 しかし…、今回の改正案は、通信のアプリケーション展開に市場制限がかかる、という危惧を感じました。 計測器屋として、無線もその他の通信にも計測評価を行っていますが、この高速PLCは、非常に優れた計測データがでています。より広い市場、創意工夫が期待される市場の、それぞれの展開が期待される高速PLCについて、市場の意見を聞いていただけたら幸いです。宜しく願い申し上げます。</p>	今後の検討の参考とさせていただきます。	無
20	東朋テクノロジー株式会社	<p>高速PLCの屋内および屋外利用に関する過去の規制緩和には大変感謝しております。後発ながら、弊社としても高速PLCを応用した製品の開発・製品リリースを行い、ようやく販売ができるようになってきた次第であります。 弊社では古くから産業用電子機器の設計・製造・販売を行っております。屋外での高速PLCの利用が可能な点に産業機器としての用途を見出して製品開発・営業展開をしており、2016年3月に規制緩和後初の屋外利用可能な高速電力線搬送通信装置としての型式指定を受けました。 コインパーキングの照明用電源配線を利用した監視カメラへの適用を皮切りに、2020年東京オリンピックも視野に入れた監視カメラ設置を検討されている顧客からの引合い対応や、後に型式指定を受けた屋内利用専用機、マルチホップ機能機のラインナップ拡充に伴い風力発電の監視、商業ビルのエレベータの防犯カメラへの適用と、応用分野を広げつつあります。 しかしながら、今回の改正案によって、これからの導入をご検討されているお客様の利用が制限されるケースが発生し、他の実現方法への見直し・切替えなど、お客様に多大なご迷惑がかかる恐れがあると推測されます。また、弊社としてもビジネスの機会を逃すに至る恐れがあると考えておりますので、改正案の再考をお願いしたいと考えます。 以上、利害関係者としての意見を提出いたしますので、よろしく願いいたします。</p>	(同上)	無

21	株式会社早川不動産	<p>弊社は、HD-PLCを活用して賃貸集合住宅のエントランスと居室のコントロールをし現在市販されているインターホンの設置コストの半額以下で可能にする開発を行っており、さらにインターネットの導入としてもHD-PLCを活用しています。</p> <p>今回の改正によりHD-PLCの活用に制限がかかり今回経産省から認定を頂いた事業を進めていく為にも商業施設や一定規模以上の集合住宅におけるHD-PLCの利用が制限されてしまい、事業推進に大きな懸念があります。</p> <p>本改正案では、PLCを使った現在の事業や、特色を生かした新たな事業展開にも大きな影響があると考えられます。是非とも再考をお願い致します。</p>	(同上)	無
22	合同会社FFD	<p>現在、マンションへのHDPLC導入のコンサルティングをやっています。既に、いくつかの導入済み物件と導入の決まっている物件も幾つかあります。HDPLCはLAN工事を必要しないので、室内にWIFI環境を安価に素早く整備するためにHDPLCを利用しています。マンション内WIFIは、スマホのデータ料金の削減や来るべきHOMEIoT時代の通信インフラでの利用を目的としています。その為、マンションオーナーへのコスト負担が圧倒的に少ないHDPLCの採用となります。</p> <p>今回の法改正案は、解釈によっては利用を大幅に規制することに読めます。総務省さんにせっかくの日本初の技術を育てるという意識があるのならば(あるのでしょうか)規制する方向ではなく、緩和する方向で動いて欲しいと切に思います。例えば現在規制されているHDPLCの屋外利用を認めると、外国人観光客向けやオリンピックでの屋外WIFI環境整備に圧倒的なコストメリットがあります。</p> <p>是非 よろしくお願ひします。</p>	(同上)	無
23	九州電力株式会社	<p>施行規則第四十四条に規定する許可を要しない電力線搬送通信設備のうち、二MHzから三〇MHzまでの周波数を使用するものについて、定格電圧一〇〇ボルト若しくは二〇〇ボルトという電圧の規定がなされました。</p> <p>当社は、二MHzから三〇MHzまでの周波数を利用する電力線搬送通信設備を、離島の特別高圧の送電線へ適用することで、離島の電力保安の情報手段に極めて有効であると考え、許可を受けました実験設備において、これまで漏洩電界低減技術の検証を行ってまいりました。</p> <p>引き続き、特別高圧の送電線において、漏洩電界低減技術の検証を行っていきたいと考えておりますので、二MHzから三〇MHzまでの周波数を利用する電力線搬送通信設備の検証に、ご理解とご配慮賜りますようお願い申し上げます。</p>	(同上)	無